

# 『教育心理学研究』編集委員会規程

2011年5月22日制定

2013年4月1日法人化に伴い改定

2015年6月28日改定

第1条 本学会の機関誌『教育心理学研究』の編集を行うため、『教育心理学研究』編集委員会（以下、委員会とする。）を設ける。

第2条 委員会は次の各号にあたる会員をもって構成する。

- (1) 理事 2名
- (2) 社員および編集委員からの推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第3条 委員の任期は任期の始まる年の1月から翌々年の12月までの3年とする。

第4条 正副委員長は編集委員の中から理事会において選出する。

2. 正副委員長の任期は2年とし、第3条に定める委員の任期に優先するものとする。

第5条 投稿論文の採否に関する最終的な審議・決定を行うために常任編集委員会を設ける。

第6条 常任編集委員会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 正副委員長
- (2) 第2条第1号にあたる委員
- (3) 第2条第2号にあたる委員のうち理事会の議を経て理事長が委嘱した者

第7条 投稿論文審査規程は別に定める。